

情審第 18 号

令和 6 年（2024 年）3 月 15 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 5 年（2023 年）9 月 4 日付け事業第 201 号で諮問（諮問第 37 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

小田原市長（以下「実施機関」という。）が、令和5年4月28日付けで行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分1」という。）及び令和5年5月1日付けで行った公文書一部公開決定処分（以下「本件処分2」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、審査請求することができない事項について申し立てがなされていると認められるので、実施機関は、これを却下すべきである。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和5年4月13日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「小田原競輪における令和元年度の宣伝・広告・ファンサービス業務の委託料支出に関する書類。（契約書・支出命令等）」（以下「本件文書1」という。）について、公文書公開請求（以下「本件請求1」という。）を実施機関に対し行った。

また、審査請求人は、令和5年4月17日付けで、条例第7条第1項の規定に基づき、「競輪事業において、令和元年度にコロナウィルス感染拡大防止のため無観客開催となった開催で、観客を入れていたら支出していたと思われる額と、実際に支出していた額の差額と、無観客開催による減額の算出根拠のわかる資料。」（以下「本件文書2」という。）について、公文書公開請求（以下「本件請求2」という。）を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求1に対し、令和5年4月28日付けで本件処分1を行った。
- 2 本件処分1の通知書の「公開文書の公開日時」欄には、「令和5年5月12日（金）以降」と記載した。
- 3 実施機関は、本件請求2に対し、令和5年5月1日付けで本件処分2を行った。
- 4 本件処分2の通知書の「公開文書の公開日時」欄には、「令和5年5月12日（金）以降」と記載した。
- 5 審査請求人は、本件処分1及び本件処分2について、いずれも「公文書の公開日時が令和5年5月12日以降となっており、本件処分1の通知日（令和5年4月28日）から数えると、土日を除いて7日間を要している。公開の遅延は嫌がらせに他

ならない。正当な理由のない遅延は条例に反する行為である。実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求める。」として、令和5年5月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和5年6月20日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和5年7月20日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和5年7月24日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、令和5年8月1日付けで反論書を提出した。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和5年9月4日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

公文書の公開の遅延は嫌がらせに他ならない。正当な理由のない遅延は条例に反する行為である。実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開の遅延は嫌がらせに他ならない。
- (2) 正当な理由もなく、いたずらに公開を先延ばししたものであり、特定の市民に対する差別的な扱い、嫌がらせである。
- (3) 条例第14条では、「実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、公開請求者に対し、公文書の公開をしなければならない。」と定めており、正当な理由のない遅延は条例に反する行為である。
- (4) 実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求める。
- (5) 決定通知においては、実施機関から「公開日はいつにしますか。」といった相談があったわけではない。

(6) 公開請求者からの特段の意思表示がない状況で、通知から公開までに土日祝日を除いて7日間を要した事例があるのか。

(7) 他の部署を含めた過去の公文書公開決定通知書を閲覧したところ、ほとんどの事案で決定通知日と同日若しくは次の平日に公開日が設定されていた。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、公文書の公開日が不当に遅いことが特定の差別としているが、公文書公開決定通知書の日付については、公開する文書の内容、範囲を決定した日付であり、文書の公開が可能となる日付ではない。
- 2 公開決定の日がゴールデンウィーク期間中であつたことを踏まえ、文書の公開に必要な期間を設定したものである。
- 3 特定の市民に対する差別的な扱い、嫌がらせという認識はない。

第7 審査会の判断

条例第17条は、公開請求に係る公文書の公開をする旨又はしない旨の決定（以下「諾否決定」という。）に対して審査請求があつたときは、実施機関は、当該審査請求が、「不適法であり却下する場合」及び「裁決で審査請求の全部を認容する場合」を除き、遅滞なく、当審査会に諮問しなければならないと定めている。

そして、当審査会は、諾否決定に係る審査請求につき実施機関からの諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する役割を担っている。

そこで、当審査会では、実施機関からの諮問に応じて、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書、審査請求人の反論書及び関係資料に基づき審議した。

本件審査請求の趣旨は、公文書公開時期を不当に遅延させたとの認識のもと、実施機関に対し、猛省と、今後このようなことを行わないという確約を求めるものである。

したがって、本件審査請求については、実施機関が行った諾否決定について争うものではなく、実施機関に対する要望を述べているに過ぎず、審査請求することができない事項について申し立てがなされていると認められるので、実施機関は、これを却下すべきである。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

本来、請求者と調整し公文書公開の実施日を決めている運用を踏まえると、実施機関が日程調整を省き、本件処分1及び本件処分2の通知をしたことは、適切な対応ではなかったと言える。

については、実施機関は、請求者とのコミュニケーションを密にし日程調整をするとともに、速やかに公文書の公開が図られるよう要望するものである。

第9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和5年9月4日	審査庁からの諮問書を受付
令和5年10月13日	第86回情報公開審査会 事案の審議
令和5年11月27日	第87回情報公開審査会 事案の審議
令和6年1月31日	第88回情報公開審査会 答申案の検討
令和6年3月13日	第89回情報公開審査会 答申案の検討